

令和6年中に家屋の新築・増築・解家・用途変更をされた方へ

問 税務課 固定資産税係 ☎ 92-7918

毎年1月1日に家屋等を所有されている方には、固定資産税が課税されます。

令和6年1月1日以降で年内（令和6年中）に家屋を新築や増築された方で、まだ税務課からの家屋調査がお済みでない方は至急ご連絡ください。

故意に調査を拒まれた場合、家屋の評価額が正しく算出されないことがあります。

また、家屋を取り壊された方は、必ず解家届を提出してください。提出されない場合は、次年度以降も課税されることがあります。

そのほか、家屋の用途を変更（住宅を店舗へ変更など）された方は、住宅用地異動申告書の提出をお願いいたします。

基山町消防団 年末特別警戒のお知らせ（12月28日～30日）

問 総務課 防災係 ☎ 92-7915

年末は火を扱う機会が増えるとともに、その慌ただしさで火に対する注意もおろそかになりがちです。また、空気が乾燥し風も強くなることから、火災が発生しやすい季節です。

基山町消防団では、年末の火災予防のため、年末特別警戒を実施します。期間中は夜間巡回パトロールを行います。

皆さんも、寝る前にもう一度火の元の確認を行い、火災発生を未然に防ぎましょう。

年末特別警戒期間：12月28日（土）～30日（月）

全国統一防火標語

「守りたい 未来があるから 火の用心」

- ・期間中、夜間巡回パトロールを行います。
- ・12月28日（土）午後8時にサイレンを吹鳴します。

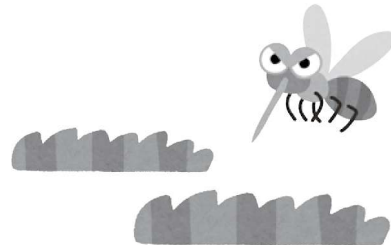
所有地は、適切に管理しましょう

問 まちづくり課 環境対策室 生活環境係 ☎ 92-7941

雑草や庭木が繁茂して周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼす場合があります。

- ・雑草及び樹木の隣地への越境
- ・害虫の発生（スズメバチや蚊の発生等）
- ・害鳥獣の住みつき
- ・道路へのはみ出しによる交通障害

これらの問題が発生し、ご近所迷惑になりますので、土地の所有者の皆様には、適正な土地の管理をお願いします。また、樹木への消毒剤や除草剤を使用する時は、適正使用量を守り周囲への配慮をお願いします。



12月4日～10日は「人権週間」です！

問 総務課 文書法令係 ☎ 92-7915

世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」と定め、12月4日から10日までを「人権週間」として、世界人権宣言の意義を訴えるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めています。

令和6年度は「『誰か』のこと じゃない。」をテーマに啓発活動が展開されます。

町には、法務大臣が委嘱した民間のボランティアである人権擁護委員が3名いらっしゃいます。人権相談など地域に根ざした活動を行い、人権尊重思想の普及と人権侵害の防止に取り組まれています。

また、毎月第3木曜日の午後1時から4時まで、基山町民会館で人権行政相談を実施しています。人権問題でお悩みの方はお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

▽人権擁護委員 山本 頼子さん、井上 正史さん、前田 淳子さん

